

令和2年度 第2回 大阪市障がい者施策推進協議会
議事要旨

日時：令和3年3月23日（火）午前10時～午前11時30分

会場：大阪市役所 屋上階 P1 共通会議室

【 議題1 次期「大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」（素案）に対するパブリック・コメントの結果について、議題2 次期「大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」（案）について 】

《 資料1-1, 1-2, 2, 3, 4, 5について説明 》

- ・ 毎回実績等を検証する場と時間がない中で次期計画を策定しており、この計画のあり方を一度考える場があれば良い。この計画と自分の暮らしの支援がどう繋がっているのかわからないという意見が出たが、当事者の方がたくさんいるので、実感のこもった意見がたくさん出るのは貴重と思った。
- ・ ヘルパー等実体的に改善が難しい部分があり、目標等を設定しにくい状況がある。包括的な支援体制をどう評価していくかが今後の計画推進の中において鍵になってくる。
- ・ 障がいであるかどうかのグレーゾーンの方と障がいであろうかと思われる方の中でも手帳を持っておられない方、こういった方への相談支援ニーズが高く対応が必要であると考える。
- ・ ピアサポーターの養成・育成に関しては次期計画のどこに反映されているのか。
⇒概略が整った段階でお知らせする。
- ・ 女性が利用できるグループホームがまだ少ないと感じており、もう少し増えれば良いと思う。
- ・ 本当に地域に根差した生活の場に移行しているかというところではない方が結構いらっしゃる。グループホームに移行された方でも、グループホームに支援機能が十分ないと高齢化により、入所施設ニーズが高まるのが懸念されるので、地域の中で当たり前暮らせるということを基本に施策の推進を図っていく必要がある。
- ・ 相談支援機関等の各機関の連携や問題に取り組む姿勢等、24区で格差が生じていると考えており、次期計画の中で格差是正をどうしていくのか。
⇒各区にある自立支援協議会をはじめ、各区の基幹相談支援センターが連携し、それぞれの実情に合った形で連携を取りながら、区内の事業所も含めた障がいのある方の支援をどうしていくのかのところで、動かれている状況というのが区によってばらつきがあるという風なところを認識している。令和3年4月からは基幹相談支援センターの充実ということも考えていることから今後、検証も行いながら進めていく必要がある。
- ・ 基幹相談支援センターの充実という部分で相談に来られたり、関係者から状況を把握されたり、困っておられる方をわかった時にどう対応するかということが重要だと思う。市全体で各区のばらつきを無くして、困っている方に対して、しっかりと困っている状況を受け止めて、さて何が出来るのかを考えないといけないと思う。

- ・区に相談に行くと市に行ってくれとか、市に行くとそれは区の役割であると言われるので、整理して欲しいとの意見があった。前回の自立支援協議会の中で仕組み案が提示され、各区地域自立支援協議会から政策形成に繋げる仕組みを各委員からも評価され、区レベルで取り組むべき課題と、市レベルで取り組む課題を分けて、市で取り組むべき課題について、報告してそれを市の施策に繋げるという案まで出来ている。今後活用しながら区にそういう格差があるということであれば、そういったところにも反映できるのではないかと考えている。

【 議題3 その他（報告事項）「大阪市障がい者支援計画」の進捗状況について（報告）、大阪市障がい者施策推進協議会専門部会の活動状況について 】

《 資料6-1, 6-2, 7について説明 》

- ・地域生活支援協議部会では、区から出てきた意見に関する回答については、事務局で回答作成し、協議部会に報告をする形になっていたが、共通する課題や重要なものについては、協議部会で取り上げ審議するという方向で考えていただきたい。次にパブリックコメントの25番になるが、医療的ケアが必要な重症心身障がい児者の家族や主たる支援者が新型コロナに感染した場合に、濃厚接触者となる障がい児者の支援・介助を誰が出来るのかと、そういう体制を整えてほしいということで、委員よりアンケート調査の依頼があった。最後に精神疾患のある人が、身体的な病気になった時、重篤な身体的な病気になった場合に入院先がなく、なかなか受け入れてくれる病院がないという意見があった。政策形成を変える仕組みについては、区市の間で話を持ちかけあうシステムがあってもいいと思う。
- ・発達障がい者支援部会では、切れ目のない支援の引き継ぎの仕組みづくりについてというところで、実際保護者の方々にお願いし、サポートブック使用し、なるべく保護者の方にも負担のないようにということ考えている。教師や子供さんの事がちゃんとわからない保護者の方に対してサポートブックの理解や使用方法の研修を進めていかなければならないという意見が出た。
- ・4月1日に大阪府が条例改正したことにより、民間事業者の合理的配慮を大阪市として独自でやる必要なくなった。大阪市は24区で基幹相談支援センターにおいて受け止め、それを大阪市側の差別解消担当窓口で解決に向けた仕組みが出来ていることから、この仕組みと合理的配慮の義務化で、また一段と展開は進むと思っている。また、大阪弁護士会が毎月事例検討を行うなど、非常に熱心にやっておられることから、全国の弁護士会に紹介した。
- ・大阪市では委員会等で決定したマニュアルは区にあるのか。大阪市のこういう場で考えることを、いざ我々が使い勝手の悪さ、我々の直接行くところがなかなか難しいというところの差がここでどれだけ議論し良いこと言ったとしても、その窓口が閉められていたらどうなのかなといつも思う。
- ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について協議の場で支援システムの構築を考えていきたい。高齢者自身の高齢化、障がい者・精神障がい者自身の高齢化があることから、どうやって介護保険とスムーズにしていけるようなシステムとは何かというのはある。2点目は家族自身の多様化ということで家族自身は何ですかと言うと、8050問題のようにご本人の保護者、

ここは高齢化という老老介護というような言葉が出てきていますが、もう一方では、配偶者や兄弟、最近では精神障がいを持つ親の元で育つ子供、ヤングケアラーの問題とリンクしていくこともあったりする。この辺でも分野横断的な施策が必要ではないかなというのものもある。最後は地域移行支援サービスを利用して、どういったところに退院するかといった時に、自宅というのが多いが、この自宅というのには、ひとり暮らしというのも入るということもあるので、それからグループホームということを見ると、精神障がい者の地域移行を考えていくときに、居住支援ということも非常に大きいなということで、地域のそういった居住支援のシステムをどう作っていくかということも、分野横断的として考えていきたいというのがある。

- 身体障がい者手帳のアプリの登録について、障がい者本人が判断出来るかということも問題があると思う。どうやってサポートしていくかということや、民間企業参入が今後増えていくのかなというのもあって、扱い方に注意しないといけないと思う。